

改正

平成22年2月26日訓令第1号  
平成28年7月19日訓令第10号  
令和元年8月20日訓令第7号  
令和元年11月20日訓令第8号  
令和2年3月25日訓令第2号  
令和5年5月18日訓令第4号

佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号。以下「財務規則」という。）第124条の規定による契約保証金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(保証)

**第2条** 市長は、金銭的保証を求める場合は、落札者をして契約の締結と同時に次の各号のいずれかの保証を求めなければならない。この場合において、第5号に掲げる保証を求めるときは、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託させなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めさせないことができる。

- (1) 契約金額が50万円未満（工事の請負契約にあっては、130万円未満）であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。
- (2) 当初の設計額が130万円以上300万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長（専決する者を含む。）が認めるとき。

3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収しなければならない。

4 第1項の規定により落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証に付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の増額変更に伴う契約保証金の取扱いについては、変更による増額分が当初の請負契約金額の10分の3以下の場合で、財務規則第124条第3項第3号に該当するときは、変更後の請負契約金額の増額分に対応する契約保証金の納付を免除することができる。また、請負契約金額の減額変更があった場合には、契約人は、保証金額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで保証金額の減額を請求することができる。

**第3条** 市長は、役務的保証を求める場合は、落札者をして契約の締結と同時に、当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を求めなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。

3 第1項の場合において、請負代金額に変更があったときは、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に満たない場合は、市長は、保証金額の増額を請求することができ、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30を超える場合は、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

(事務処理)

**第4条** 契約保証金等に係る事務処理は、次により行うものとする。

(1) 現金により納付する場合

ア 発注課は、納入通知書を作成し、落札者をして指定金融機関等に納入させるものとする。この場合において、納期限は、契約予定日とする。

イ 発注課は、納入済通知書及び領収書の写しを保管するものとする。

ウ 発注課は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後、請負者が提出する契約保証金還付請求書により、返還するものとする。

(2) 有価証券等の提供の場合

ア 有価証券等については、金融機関の保証のある小切手を原則とする。

イ 発注課は、納入通知書を作成し、落札者をして小切手とともに会計課へ提出させるものとする。

ウ 会計課は、内容を確認のうえ、預書を発行する。

エ 発注課は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後、前号ウの規定に定めるところに準じて返還するものとする。

(3) 第2条第1項第3号、第4号及び第5号並びに前条第1項の保証の場合

ア 発注課は、保証書等の原本の提出を求めるものとし、契約締結後請負者に預書（佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年佐久市訓令第56号）に定める様式を準用する。）を発行し、保証書等を保管するものとする。

イ 保証書等は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後に、預書と引換えに当該請負者に返還するものとする。

(契約不履行)

**第5条** 予算執行者は、請負者が契約不履行の場合は、財務規則第128条の規定により契約を解除し、調定決議を行い、損害賠償を請負者等に求めるものとする。ただし、第3条の規定による保証の場合は、契約を解除することなく、保証人に工事の完成を請求するものとする。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年2月26日訓令第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の佐久市建設工事事務処理規程及び佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定により行った入札公告及び入札又は見積通知に基づく契約については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年7月19日訓令第10号）

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

**附 則**（令和元年8月20日訓令第7号）

この規程は、令和元年10月1日から施行し、第1条の規定による改正後の佐久市建設工事事務処理規程及び第2条の規定による改正後の佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

**附 則**（令和元年11月20日訓令第8号）

この規程は、訓令の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

**附 則**（令和2年3月25日訓令第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年5月18日訓令第4号）

この規程は、令和5年7月1日から施行し、第1条の規定による改正後の佐久市建設工事事務処理規程及び第2条の規定による改正後の佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。